



台風に備えよう



9月に入り、台風や集中豪雨による大きな風水害が発生しやすい時期を迎えます。

地震のような災害とは違い、台風や大雨は予測が可能です。日ごろから天気予報などで気象情報に注意し、次のような対策をとって備えましょう。

事前にできることは…

①危険を知る

住んでいる地域や普段の行動範囲内に、土砂災害や洪水の危険箇所はないか確認しましょう。

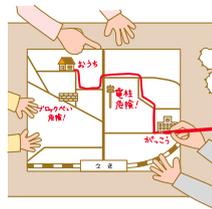
※市ホームページに土砂災害と洪水のハザードマップを掲載しています。

URL <http://www.city.toba.mie.jp/bousai/map/hazard-map.html>

②危険に対して備える

次のことを確認して備えましょう。

- ・最寄りの避難所
- ・避難所より近隣のいざというときに逃げられる安全な場所
- ・安全な避難経路
- ・家族や近所の人との連絡方法
- ・非常持出品の用意
- ・屋根や雨どい、外壁などの住まいの点検
- ・災害用伝言ダイヤル171の利用方法 など



台風が接近しているときには…

- 外出は控え、やむを得ず外出する際は、増水した川など危険な場所には近づかないようにする。
- 気象台が発表する「台風情報」「警報・注意報」などの気象情報を正しく理解する。
- 避難行動に時間を要するかた(体の不自由なかた、高齢者、乳幼児など)は市から避難準備情報が発令されたら避難を開始する。
- 市が発令する避難勧告や避難指示が出てから慌てないように避難の準備をしておく。
- 危険を感じたら自らの判断で自主避難する。

消費者トラブルにご用心!

消費生活相談

開設日時：月・水・金
午前9時～午後4時
場 所：市民文化会館3階

農水商工課商工労政係 ☎ 1230
鳥羽市消費生活相談室 ☎ 1241

工事の契約トラブル! 千円のはずが高額に!?

相談事例

5日前に「近所で工事をしているので挨拶に来た」と訪ねて来た男性から「雨どいが壊れている。千円で直してあげる」と言われ、千円で直してもらえぬならと修理をお願いしました。作業終了後、「屋根瓦が浮いている。放っておくと雨漏りがする。台風が来ると大変なことになるので、屋根工事をした方が良い」と言われ、台風の季節であり不安になって契約をしました。支払いは、工事後に現金で19万8千円でした。後で知り合いに「高いんじゃないか」と言われ、相談に来ました。工事はすでに始まっていますが、今からでも解約できるのでしょうか?

アドバイス

訪問販売による工事契約の

場合、工事が始まっているも、契約した日を含め8日以内であればクーリング・オフが可能です。クーリング・オフの手続きは、必ず書面で通知します。ハガキに書いて簡易書留など、証拠の残る方法で送付します。その際、ハガキの両面をコピーして手元に保管しておきましょう。

ポイント

●突然自宅を訪問し、不具合の箇所を強調して不安をあおり、相談者が依頼した格安な工事とは別の高額な工事を勧誘して契約させる相談が見受けられます。また、「今なら通常の〇割引き」「今日だけ特別価格」などと契約を急がされたり、長時間居座られて勧誘されたりする事例もあります。

●「屋根瓦が浮いている」などの説明が事実でない場合もあります。決してその場では契約せず、相手の言うことが事実か、本当に必要な工事かなど、家族や周囲の人に相談しましょう。

●工事を頼む際には、複数の業者から見積りを取ることも大切です。

不安な場合は、消費生活相談室へ相談してください。